

千葉市観光振興検討会議設置運営要綱

(目的)

第1条 本市観光の持続的発展を目指し、今後の観光振興施策や財源のあり方について検討するため、千葉市観光振興検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。なお、検討会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置する附属機関ではない。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) 本市の観光振興における課題及び施策の方向性に関する事項
- (2) 本市の観光振興施策の実施に当たり必要となる財源のあり方に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、検討会議の目的達成のため市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、別紙に定める委員で構成する。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選任し、検討会議を総括する。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 検討会議及び会議録は、公開とする。ただし、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日条例第52号）第7条各号に該当する事項について会議を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると座長が認める場合は、これを非公開とすることができる。
- 3 検討会議を欠席する委員は、その指名する者を代理として検討会議に出席させることができる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。この場合において、前項の規定により代理の者が出席したときは、委員による出席があったものとみなす。
- 5 座長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 検討会議の事務局は、経済農政局経済部観光MICE企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月22日から施行する。

(別紙)

千葉県観光振興検討会議

委員名簿

No	氏名	所属
1	朝倉 はるみ	学校法人大乗淑徳学園 淑徳大学経営学部観光経営学科 教授
2	足立 久男	公益社団法人千葉県観光協会 会長
3	佐藤 忍	ホテルフランクス 総支配人
4	清水 徹也	株式会社 J T B 千葉支店 支店長
5	篠原 正人	千葉県旅館ホテル協会 理事長
6	松浦 良恵	特別認可法人千葉商工会議所 常務理事